

○富良野市緑化推進条例

昭和61年3月18日条例第4号

富良野市緑化推進条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の恵まれた自然環境を保全するとともに、なお一層の緑豊かな生活環境をつくるため、市と市民が一体となつて緑の樹木を創り、育て、健康で文化的な明るいまちづくりに寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて緑の保全と緑化の推進（以下「緑化推進等」という。）に努めなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、美しい自然環境をまもり、かつ生活環境の緑化推進に自ら努めるとともに、市の緑化推進等に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動を行うに当たり緑化推進等について、自ら必要な措置を講ずるとともに、市の緑化推進等について協力しなければならない。

第2章 緑の基本計画

(緑の基本計画の策定)

第5条 市長は、第1条の目的を達成するため、富良野市緑化審議会の意見を聴き、緑の基本計画を策定するものとする。

2 前項の緑の基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 緑化の推進等に関する基本方針
- (2) 緑の保全地区、保存樹木等及び緑化推進地区に関する基本的事項
- (3) その他緑化推進等に関する重要な事項

3 市長は、第1項の基本計画を変更しようとするときは、富良野市緑化審議会の意見を聴かなければならない。

第3章 緑の保全

(緑の保全地区及び保存樹木等の指定)

第6条 市長は、緑豊かな生活環境の確保及び風致、景観を維持するため必要と認められる区域、また郷土の記念として保護することが必要と認められる名木美林を、緑の保全地区又は保存樹木等（以下「保全地区等」という。）として指定することができる。

2 市長は、所有者又は市民から、保全地区等の指定の申し出があつた場合に、必要があると認めるときは、保全地区等として指定することができる。

3 市長は、保全地区等の指定をしようとするときは、あらかじめ当該土地又は樹木等の所有者の同意を得るとともに、富良野市緑化審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、保全地区等の指定をするときは、その名称及び区域を告示しなければならない。

5 保全地区等の指定は、前項の告示によりその効力を生ずる。

6 保全地区等の土地又は樹木等の所有者は、この条例の指定目的に適合するよう、これを管理しなければならない。

7 市長は、保存樹木等の保全について必要があると認めるときは、所有者に対し、助言又は援助をすることができる。

8 第2項から第5項までの規定は、保全地区等の指定の解除及び変更について準用する。

(標識の設置)

第7条 市長は、保全地区等の指定をしたときは、別に定める標識を設置しなければならない。

(保全地区等における行為の届出等)

第8条 保全地区等内における建築物等の築造又は保存樹木等の伐採、その他規則で定める保全地区等の保全又は保存に影響を及ぼすおそれのある行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があつた場合において、当該保全地区等の指定の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(通知)

第9条 国の機関及び地方公共団体が、前条第1項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、当該届出の例により、市長にその旨を通知しなければならない。

2 市長は、前項の通知があつた場合において、当該保全地区の指定の目的を達成するために取るべき措置があると認めるときは、当該機関に対し、協議を求めるものとする。

(現状回復命令)

第10条 市長は、第8条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして、規則に定める行為をした者に対し、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて現状回復を命じ、若しくは現状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべきことを命じることができる。

第4章 緑化の推進

(緑化推進地区の指定)

第11条 市長は、良好な都市景観をつくり出すため、緑化を集中的に推進することが必要とする地域、又は地域住民からの要望があり、積極的な協力が得られると認められる地域を、緑化推進地区（以下「推進地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、推進地区内において、市民と一体となつて植樹等、緑化の推進を図るものとする。

3 市長は、推進地区として指定した区域の団体等に対し、予算の範囲内で事業に要する費用の一部を助成することができるほか、必要な指導及び助言をすることができる。

4 第6条第2項から第5項までの規定は、推進地区の指定、解除及び変更について準用する。

(公共施設の緑化の推進)

第12条 市長は、市が設置し又は管理する公共施設について積極的に緑化の推進等を図らなければならない。

2 市長は、国又は他の地方公共団体等に対して、その者が設置し又は管理する公共施設について、緑化の推進等を図るよう要請するものとする。

(宅地造成等の緑化)

第13条 宅地の造成、その他土地の区画形質の変更を行おうとする者は、緑化の推進等に努めなければならない。

2 前項の緑化の推進等に当たつて規則で定める者は、当該宅地造成等における緑化に係る計画書を作成し、市長と協議しなければならない。

(工場等の緑化)

第14条 事業者は、市民の健康で快適な生活環境を確保するため、工場その他事務所、事業所（以下「工場等」という。）の敷地において緑化の推進等に努めなければならない。

2 事業者は、規則で定める工場等を建築しようとするときは、当該工場等の緑化に係る計画書を作成し、市長と協議しなければならない。

(緑の協定)

第15条 市長は、緑豊かな生活環境を確保するため、緑化の推進等に必要な事項を内容とする緑の協定を、事業者又は団体等と締結することができる。

2 前項の緑の協定に必要な事項は、規則で定める。

(緑の月間)

第16条 市長は、緑化思想の普及及び高揚を図るため、緑の月間を定めることができる。

(市民記念植樹等)

第17条 市長は、公園等において市民の参加を得て、記念植樹を行うことができる。

- 2 市長は、地域の緑化及び緑の愛護思想の高揚を図るため、市民に記念樹を配布することができる。
- 3 市長は、市民記念植樹に参加しようとする者に対し、植樹に要する費用の一部を負担させることができる。
- 4 市民記念植樹により植栽された樹木の所有権は、市に帰属するものとする。

(緑の推進委員)

第18条 市長は、緑化の推進等を図るため、各地域ごとに緑の推進委員を置くことができる。

- 2 緑の推進委員は、市の緑化推進等に関する施策に協力し、次の各号に掲げる事項を各地域内において行うものとする。
 - (1) 緑化の推進等に関する知識の普及
 - (2) 地域緑化の推進及び指導
 - (3) 公園緑地等の維持管理に対する協力
 - (4) その他地域の緑化の推進等に必要事項

第5章 審議会

(設置)

第19条 この条例により、その権限に属させられた事項及び市長の諮問に係る緑化の推進等に関する重要事項を調査審議するため、富良野市緑化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、緑化の推進等に関し必要と認める事項について、市長に建議することができる。

(組織等)

第20条 審議会は、委員10名以内をもつて組織し、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は4年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(運営等)

第21条 前2条に定めるもののほか、審議会の運営等について必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

○富良野市緑化推進条例施行規則

昭和62年 7月31日規則第15号

改正

平成 5年 4月28日規則第22号

平成15年 4月16日規則第26号

富良野市緑化推進条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、富良野市緑化推進条例（昭和61年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(届出等)

第2条 条例第8条第1項に規定する行為とは、次の各号に掲げるものとし、当該行為に関する届出をしようとする者は、行為の着手前に保全地区等行為届書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 保全地区内
 - ア 建築物の新・増改築その他の工作物の築造
 - イ 宅地の造成その他土地の形質の変更
 - ウ 樹木の伐採
 - エ 鉱物の掘削又は土石の採取
- (2) 保存樹木等
 - ア 伐採又は移植
 - イ 通常保育の目的以外の枝条選定
- (3) その他市長が必要と認めたもの

(宅地造成等の緑化協議)

第3条 条例第13条第2項の規定に基づき、市長と協議を要する宅地造成・その他土地の区画形質の変更は、次に掲げる行為に基づくものであつて、その規模が500平方メートル以上のものとする。

- (1) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく宅地造成工事
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業
- (4) その他市長が認めた行為

2 前項の規定により協議を要する者は、宅地造成等緑化計画書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、協議が成立したときは、宅地造成等緑化協議書（第3号様式）を2通作成し、市長と協議者双方が記名押印し、それぞれ1通を保有するものとする。

(工場等の緑化協議)

第4条 条例第14条第2項の規定に基づき、市長と協議を要する工場等の建築は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに規定する建築物（同項第2号及び第3号に規定する建築物で専ら居住の用に供するものを除く。）で、敷地面積が500平方メートル以上を有するもの

2 前項の規定により協議を要する者は、工事等緑化計画書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、協議が成立したときは、工場等緑化協議書（第5号様式）を2通作成し、市長と協議者双方が記名押印し、それぞれ1通を保有するものとする。

(完了届)

第5条 条例第13条第2項又は第14条第2項の規定による緑化協議に係る工事が完了したときは、速

やかに宅地造成等緑化完了届書（第6号様式）又は工場等緑化完了届書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（協定事項）

第6条 条例第15条第2項の規定による緑の協定は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1） 緑の協定の目的となる土地の区域
- （2） 樹木等の種類及び植栽場所
- （3） 樹木等の維持管理
- （4） 緑の協定期間
- （5） その他必要な事項

（市民記念植樹）

第7条 条例第17条第1項に規定する市民記念植樹は、次のとおりとする。

- （1） 出生を記念する植樹
 - （2） 結婚を記念する植樹
 - （3） その他市長が認める植樹
- 2 前項に規定する市民記念植樹の実施については、春期と秋期の年2回とし、市長が適当と認めた期日とする。

（会長及び副会長）

第8条 条例第19条の規定に基づき設置される富良野市緑化審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各1名を置き委員の互選により選出する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（招集）

第9条 審議会の会議は、必要のつど会長が招集する。

（会議）

第10条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第11条 審議会の庶務は、建設水道部都市建築課において処理する。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年4月28日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成15年4月16日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。